東京都認証保育所の運営について



東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課





目 次

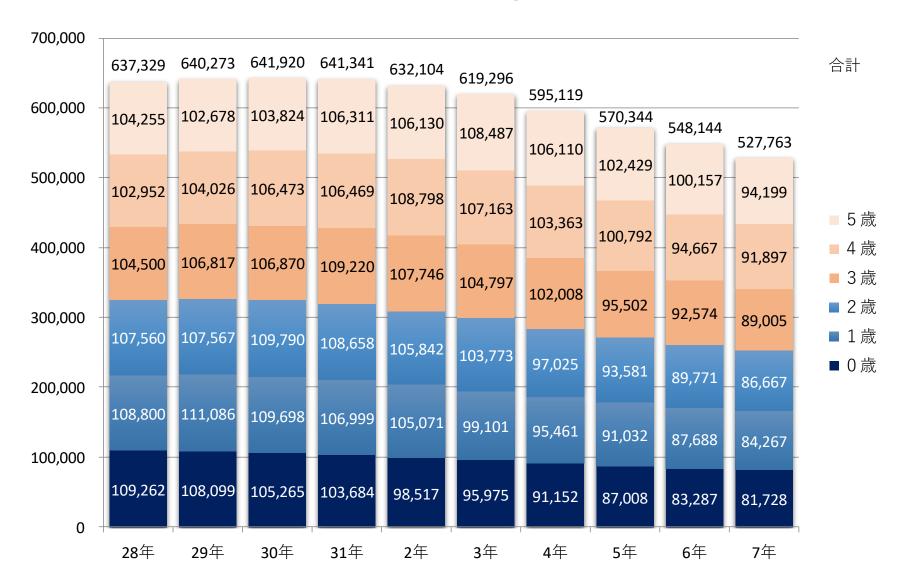
- I 東京の保育の動向
- Ⅱ 認証保育所の現状
- Ⅲ 重大事故の再発防止のための取組



I 東京の保育の動向

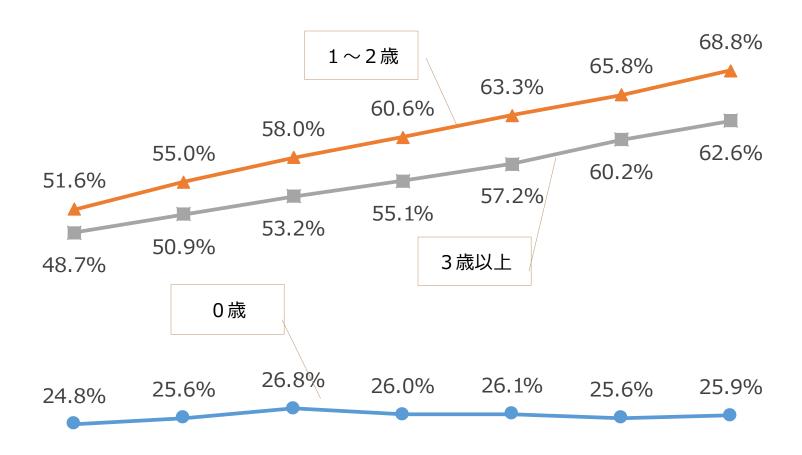


都内の就学前児童人口の推移





都内の保育サービス利用率

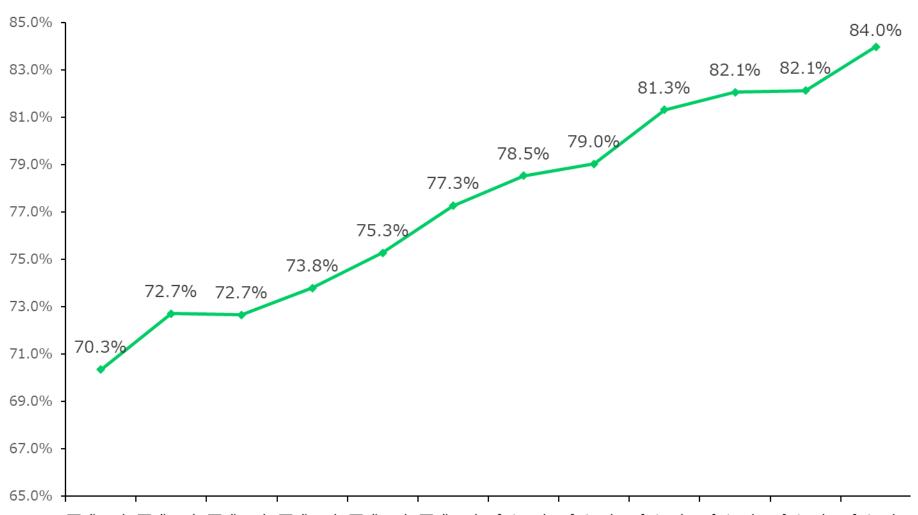


平成30年度 平成31年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 → 0歳児 → 1~2歳児 → 3歳以上児





都内の女性の就業率 (25歳~44歳)



平成25年平成26年平成27年平成28年平成29年平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年

資料:「東京の労働力」(東京都総務局)





都内の保育サービス、幼稚園利用児童(年齢別内訳)

令和6年度

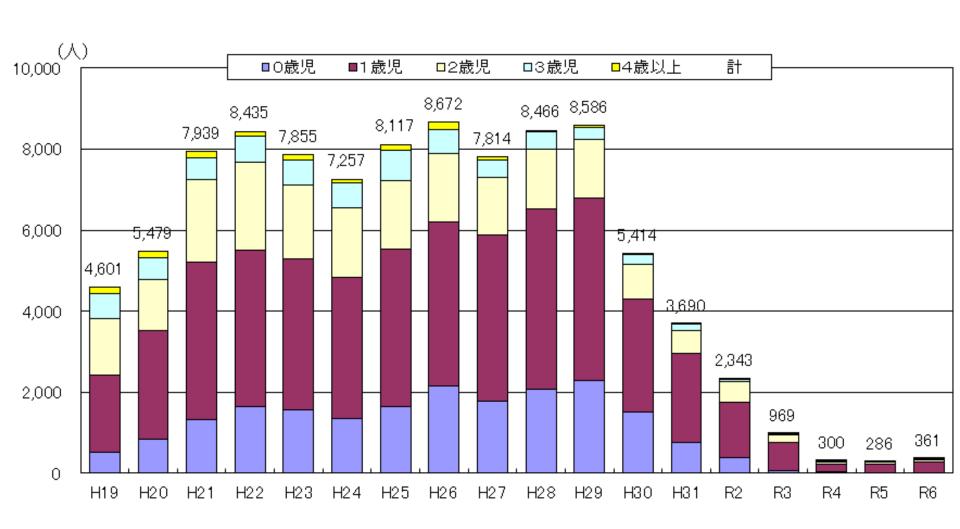
区分	0	T.	1 歳		2 歳		3 歳		4 歳以	. 上	計
保育サービス 利用児童	21,604人	25.9%	57,595人	65.7%	64,574人	71.9%	60,003人	64.8%	119,974人	61.6%	323,750人
幼稚園利用児童	-	-	-	-	-	-	28,478人	30.8%	71,049人	36.5%	99,527人
家庭等	61,683人	74.1%	30,093人	34.3%	25,197人	28.1%	4,093人	4.4%	3,801人	1.9%	124,867人
計 (就学前児童人口)	83,287人		87,688人		89,771人		92,574人		194,824人		548,144人

[※]保育サービス利用児童は令和6年4月1日現在、幼稚園利用児童は令和6年5月1日現在、就学前児童人口は令和6年1月1日現在。





保育所等利用待機児童数の推移



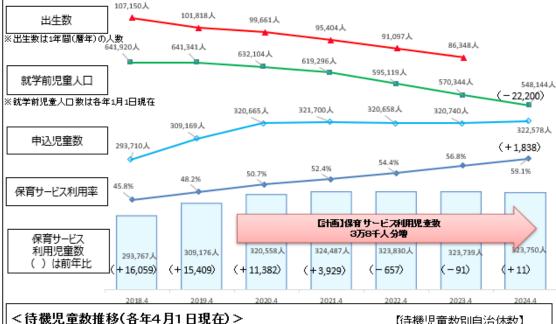
保育サービスの整備状況と待機児童の状況

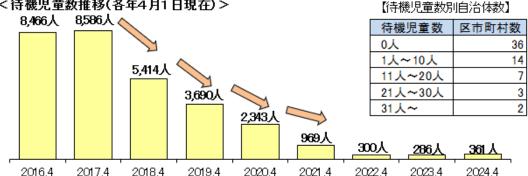


待機児童の状況と保育サービス利用児童数の推移

- ・令和6年の就学前児童人口は前年より22,200人減少。申込児童数は1,838人増加
- ・女性の社会進出による保育ニーズの増加(女性の就業率 H30:77.3%⇒R5:82.1%)
- ・保育サービス利用率は59.1%に上昇(R6利用児童数323,750人)
- ・待機児童数は、前年より75人増加し、361人

<保育サービス利用児童数等推移(各年4月1日現在)>





保育サービス整備状況

*	12	100	T	CT.	3.3	وأبرت	1	LL.
-23	æ	・作業	Г	24		HIII	7	Dr.

			※各種	下段は前年比
		2022年4月	2023年4月	2024年4月
	At an au	3,569施設	3,611施設	3,623施設
認可保育所	施設数	+92施設	+42施設	+12施設
(保育所型認定こ ども園を含む)	利用児童数	289, 076人	288,070人	287, 492人
C OH C H O	利用沉重蚁	+1,139人	▲1,006人	▲578人
	体奶粉	106施設	119施設	132施設
認定こども園 (幼保連携型	施設数	+5施設	+13施設	+13施設
·幼稚園型)	利用児童数	8, 348人	9,654人	10,886人
-7,	利用范里敦	+590人	+1,306人	+1,232人
	施設数	464施設	436施設	412施設
認証保育所	肥設致	▲36施設	▲28施設	▲24施設
能能休日別	利用児童数	12,649人	12,096人	11,847人
	かけたりに無数	▲996人	▲553人	▲249人
	施設数	528施設	521施設	499施設
小規模保育	肥設致	▲7施設	▲7施設	▲22施設
小玩快休日	利用児童数	6, 775人	6,629人	6, 782人
	TI/TI/LIK KX	▲460人	▲146人	+153人
家庭的保育	利用児童数	1, 200人	1,168人	1,166人
永庭的休日	和用近風飲	▲57人	▲32人	▲2人
事業所内保育	利用児童数	656人	633人	633人
中未川四休日	イリバリンに皿 数	▲11人	▲23人	+0人
居宅訪問型保育	利用児童数	134人	117人	124人
店七畝미至休日	和用近風繁	▲30人	▲17人	+7人
定期利用保育	利用児童数	621人	753人	705人
上 物刊用休日	4171376.IE 900	▲150人	+132人	▲48人
企業主導型	利用児童数	677人	667人	680人
正未工等室	和用沉重数	▲68人	▲10人	+13人
区市町村独自の	利用児童数	17人	17人	16人
家庭的保育	イジバコンに加入	▲2人	+0人	▲1人
区市町村独自の	利用児童数	3,677人	3,935人	3,419人
保育室等	村市元里敦	▲612人	+258人	▲516人
合計	利用児童数	323,830人	323, 739人	323, 750人
DAI	村州兀里敦	▲657人	▲91人	+11人





東京の保育ニーズを考える上でのポイント

○東京の就学前児童は子育て世帯の転入等で増加し続けてきたが、 令和元年度から減少に転じ、その減少幅も大きくなっている。 (令和元年:64万人 ⇒ 令和7年:53万人)

○女性の就業率は上昇し続けており、共働き世帯が増加している。(女性が働く環境の整備 ⇒ 保育ニーズの増大)

○就学前児童人口は減少に転じたものの、保育サービス利用率は増加傾向



Ⅱ 認証保育所の現状





「東京都認証保育所」制度の概要

認証保育所とは、

大都市特有の多様な保育ニーズに対応するため「〇歳児保育」「13時間以上の開所」「利用者と保育所の直接契約」等の都独自の基準を満たした認可外保育施設のことで、平成13年度に創設

根拠規定:東京都認証保育所事業実施要綱

東京都認証保育所事業実施細目

<認証保育所の特色>

- 保育を必要とする全ての人が対象
- 0歳又は1歳児定員を必ず設定
- 低年齢児(0~2歳児)の定員を5割以上設定
- 13時間以上の開所
- 利用者と保育所の直接契約
- 保育料は一定の上限の範囲内で自由に設定
- 都独自の基準を設定し、適切な保育水準を確保

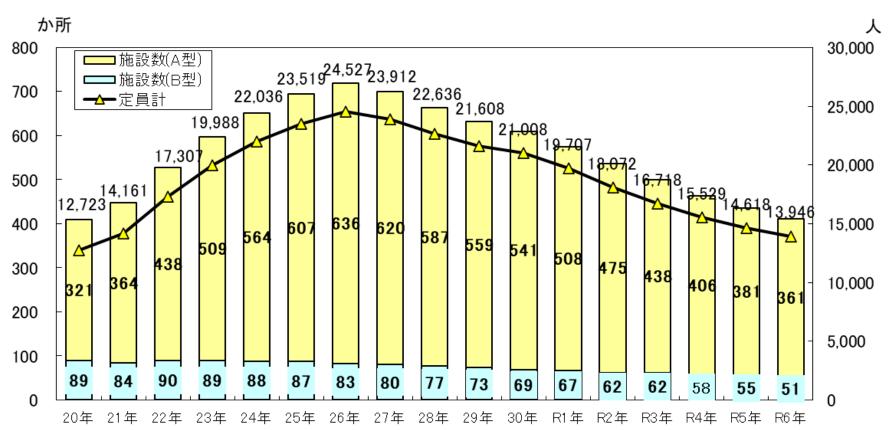
東京の多様な保育ニーズ に応えるとともに、現在 では待機児童の解消にも 大きく貢献している。





認証保育所の推移(R6.4時点)

	施設数	定員
総数	412施設	13,946名
A型	361施設	12,912名
B型	51施設	1,034名





認可保育所と認証保育所の違い①

区	分	認可保育所	認証保育所
1 目 的 (設置根	=	保育を必要とする乳幼児を保育するため に設置された児童福祉施設(児童福祉 法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置主体	Z	区市町村 社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等
3 申込方法	·	区市町村に申し込み、区市町村が入所 決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 規 模	1	20人以上	① A型:20~120人 ② B型:6~29人
5 設置基準	<u>ti</u>	東京都児童福祉施設の設備·運営の基 準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、 (0、1歳	ほふく室 児室)	1人当たり3.3㎡以上 (ただし、国が指定する期間・地域に限り、 年度途中2.5㎡まで弾力化可能)	① A型:3.3㎡以上(2.5㎡まで弾力化可能) ② B型:2.5㎡以上
保育室、(2歳以-		1人当たり1. 98㎡以上	同左
屋外遊技	支場	2歳児以上児1人当たり3.3㎡以上 (代替遊技場でも可)	① A型:2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (代替遊技場でも可) ② B型:特に規定なし



認可保育所と認証保育所の違い②

	区分	認可保育所	認証保育所
6	職員	東京都児童福祉施設の設備·運営の基 準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
	保育従事者	全て保育士 ※平成28年4月から保育士配置の特例 あり	保育士以外の者も可 ただし、年齢別保育従事者職員定数の6割以 上は保育士
	配置基準	0歳児3人につき1人以上1・2歳児6人につき1人以上3歳児20人につき1人以上4歳以上児30人につき1人以上	同左
7	開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
8	保育内容	保育所保育指針	同左
9	9 保育料 住民税課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が定める額を区市町村が徴収		認可保育所の徴収基準を上限に施設が 設定・徴収 <上限額>3歳未満児:104,000円 3歳以上児:101,000円 (月220時間以下の利用の場合)





認証保育所における「保育の質の向上」に向けた取組

- ◆ 研修事業
 - 認証保育所施設長研修
 - 〇 認証保育所中堅保育士研修
 - 〇 認可外保育施設職員テーマ別研修 ※都内の全認可外保育施設を対象
- ◆ 指導監督
 - 指導検査認証保育所指導監督基準に基づき、定期的な立入調査を実施する。
 - 運営指導
 - ・開設後間もない施設を対象に「認証保育所指導監督基準」の周知徹底を図り、保育の運営に不備があれば指導する。
 - ・ 認証保育所の質の向上を図るため、運営指導員が巡回し、改善指導 や、より良い保育を実施してもらうための助言を行う。





Ⅲ 重大事故の再発防止のための取組



事故統計

出典:教育・保育施設等における事故報告集計(内閣府子ども・子育て本部報道発表資料)

※「死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等」

(報告期間:令和5年1月1日から令和5年12月31日)

- 事故報告件数: 2,121件(認定こども園、幼稚園・認可保育所等)
- 負傷等の報告は2,115件あり、そのうち骨折(1,638件)が最も多かった。
- 死亡事例は6件(0歳:4件、1歳:1件、2歳;1件)
- 事故の発生場所は、施設内が1,916件(90%)であり、そのうち1,009件は施設内の室外で発生した。

【内訳】

L M in L	
負傷等	死亡
2,115件 (意識不明:23件、骨折:1,638件、火傷:3 件、 その他:451件)	6件 (窒息1件、その他5件)

【年齡別】

M1-7334									
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後児童 クラブ等	合計
負傷等	17	93	159	280	482	733	349	2	2,115
死亡	4	1	1	0	0	0	0	0	6
合計	21	94	160	280	482	733	349	2	2,121

【場所別】

	園内(室内)	園内(室外)	園外	不明	合計
負傷等	901	1009	202	3	2,115
死亡	6	0	0	0	6
合計	907	1009	202	3	2,121



事故防止及び安全対策

事故情報の収集と要因分析

ヒヤリ・ハット事例の収集も

注意喚起

知識・情報の共有

類似の事故発生を防止するための取組実行!



東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書(令和6年5月21日)の概要

~認可外保育施設で給食中に発生した誤嚥による死亡事故について~

1 検証委員会の概要と検証経過

- 平成28年5月、「東京都教育・保育施設等における 重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」を設置
- 令和5年3月、本事例にかかる検証を開始。関係者のヒ アリングや保護者からの情報をもとに課題や問題点を議論
- 令和6年5月21日、委員会から検証結果・提言の報告、 報告書の公表

検証委員会メン	バー(◎委員長、○副	 委員長)
学識経験者	◎汐見 稔幸	一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事 東京大学名誉教授 白梅学園大学名誉学長
在 映名	〇山本 真実	東洋英和女学院大学 人間科学部教授
医師	秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長
弁護士	朝比奈 和茂	弁護士
教育•	折井 誠司	東京都社会福祉協議会保育部会副部会長
保育関係者	和田万希子	東京都国公立幼稚園・こども園長会会長
管理栄養士	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部 健康栄養学科教授

2 検証事案の概要

○ 令和4年11月29日(火)の昼間、多摩地域に所在する認可外保育施設において、給食中、りんごを食べていた1歳5か月(0歳児クラス)の女児が、眠そうな様子だったため、保育士が当該児を立たせ、口に指を入れてりんごをかき出したところ、泣いた後にぐったりとしたので、救命処置を行いながら、救急を要請し、意識不明のまま病院に搬送されたが、入院治療中に死亡した、と報告されている事例

3 明らかになった問題点や課題

- 心臓マッサージなど、行われた処置の検証は困難であるが、主任保育士 と看護師が事故発生後に行った処置では、結果的に、誤嚥した疑いのある りんごを除去できず、児童の死亡につながったこと。
- 食事中に児童に眠くなる様子が見られ、口の中に食物が残っていた場合の対応や、児童を驚かせてしまうと、息を吸い込み、食物が気道に詰まる 危険があることを、保育従事職員向けにガイドライン等で具体的に示した ものがなかったこと。
- 幼児食への移行に当たり、当該児の乳歯の発達状況の確認や、家庭の状況を聞き取った記録の共有が不十分なまま、判断されていたこと。
- 眠気のある児童に対して食事を提供するリスクの認識が不足し、児童が 手を洗った後、眠気が覚めた様子を見て食事の提供を再開したこと。
- 事故前に起きた2つの誤嚥事例を通じて、誤嚥防止のための食事の介助 について、職員による意見交換や保育内容の見直しが不足していたこと。



4 より良い保育の実現に向けた提言

検証委員会からの提言の主なポイント

【救命処置について】

○ 保育所等において、全ての職員が、誤嚥を起こした児童に対して適切な処置を行えるよう、都は、救命講習の受講を促進するとともに、誤嚥の発生を想定した実践的な研修や訓練の実施を支援すること。

【食事の介助について】

○ 都は、誤嚥が起こる仕組みや誤嚥のリスクの高い状況など、誤嚥を防止するための食事の介助をする際に注意すべきポイントを、保育従事職員に分かりやすく啓発すること。

【幼児食への移行について】

- 都は、保育所等が幼児食への移行を適切に判断できるよう、発達状況の目安や誤嚥のリスクの高い食材の取扱い等、注意すべき点を指導すること。合わせて、乳幼児を育てている家庭に対しても、区市町村と連携し、誤嚥のリスクの高い食材等について周知を図ること。
- 都は、幼児食への移行に当たり、家庭の食事の状況を確認できるチェックシートを作成すること。また、そのチェックシートを活用して、職員が保護者から十分に家庭での状況を聴き取り、保護者とともに離乳食の移行状況を確認できる記録を作成し、定期的に関係職員に情報共有を図るとともに、児童の発達状況を踏まえて判断するよう、改めて保育所等に注意喚起すること。

【眠気のある児童に対する食事の提供について】

- 都は、児童が食事提供中に眠気が生じた場合、誤嚥のリスクが高まることから、保育従事職員が無理に食べさせないなど適切な対応方法や誤嚥につながるリスクの高い行動について、改めて保育所等に注意喚起すること。
- 保育所等において、児童が食事中に眠くなった場合の対応や誤嚥防止のための適切な食事の介助に関するマニュアル等を作成できるよう、都は、国と連携して、有識者の意見を聴きながら、必要な情報提供を行うこと。

【誤嚥防止のための注意喚起について】

○ 都は、誤嚥事例の再発を防止するため、事業者自らによる園内の保育の振り返りや事故の原因となるリスクを取り除くため の取組を促進すること。

【事故防止の取組について】

○ 都は、認可外保育施設においても、職員間の情報共有や意見交換が促進され、保育内容の見直しにつながるよう、外部研修 の充実や研修等に参加しやすい環境整備を図ること。



東京都作成研修動画 「保育所における乳幼児期の子 供の発達段階に合わせた安全な食事提供のために」

東京都では、保育施設での食事提供に関する事故防止の取組を促進するため、<mark>日常の保育現場での食事提供における留意点等</mark>を分かりやすくまとめた動画を作成しました。

保育現場での乳幼児の食事提供にあたり、保育施設内の研修や教育指導にご活用ください。 また、本動画視聴後には、全ての保育従事職員で意見交換を図り、保育内容の確認・見直しにつなげて ください。

(動画へのリンク)



https://youtu.be/giFZ_3miGdo



(問い合わせ)

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課地域保育担当

電話:03-5321-1111(代表) (内線)32-787